

相模原市立小中学校の望ましい学校規模の あり方に関する基本方針

平成29年3月

相模原市教育委員会

目次

はじめに	2
1 基本方針策定の背景	3
(1) これまでの取組	
(2) 公立小中学校の適正規模・適正配置に関する文部科学省の動向	
(3) 検討委員会からの提言	
2 相模原市における児童生徒数の推移	6
3 学校規模が教育環境に与える影響	8
4 望ましい学校規模	10
5 学校規模に起因しない関連課題	12
6 望ましい学校規模の実現に向けた方策	12
(1) 通学区域(制度)の変更を伴う手法	
(2) 通学区域(制度)の変更を伴わない手法	
7 望ましい学校規模を実現する際に留意すべき事項	15
(1) 安全な通学環境の確保	
(2) 児童生徒に対する環境変化への配慮	
(3) 学校と地域のつながりへの配慮	
(4) 魅力ある学校づくり	
8 望ましい学校規模の実現に向けた進め方	19
(1) 課題への対応優先度	
(2) 検討対象地域の選定	
(3) 学校規模に関連する施策との協調	
(4) 課題解決の進め方	

はじめに

近年、少子化の進行による児童生徒数の減少や市町合併など、本市の学校を取り巻く社会状況に大きな変化が見られ、市立小中学校ではクラス替えができない小規模校が存在する一方で、鉄道沿線の活発な住宅建設等による児童生徒数増加により学校施設の利用に制約が生じている学校も存在しています。

望ましい教育効果を得るためには、社会性を養うための一定の学校規模の確保や、施設規模に適した学校規模の維持が大切です。

また、本市の市立小中学校の多くは、昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に整備した施設であり、校舎の老朽化に伴い、近い将来、改修・更新が集中する時期を迎えます。

厳しい財政状況の中、学校施設の機能性・利便性の維持・向上を図りながらも、児童生徒数の推移を踏まえた効率的な施設整備が必要となっています。

以上のような諸課題を解決するため、教育委員会は平成27年7月に「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会」を設置し、教育上の望ましい学校規模のあり方とその実現に向けた有効な方策について諮問しました。

同検討委員会では、学識経験者、地域団体代表者、PTA代表者、公募市民及び学校代表者を委員として、児童生徒が多様な考え方に触れながら、良好な環境で学習することができる望ましい学校規模の実現を軸として、学校規模以外の多様な視点も加えた議論が行われ、平成28年10月に教育委員会への答申がなされました。

教育委員会では、この度、この答申を受け、望ましい学校規模の実現及び学校規模に関連して発生する諸課題を解決するための基本的な考え方を整理し、取組の進め方を示した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」を策定しました。

本方針に基づいて、児童生徒にとっての望ましい学習環境の整備に取り組みます。

1 基本方針策定の背景

(1) これまでの取組

本市の児童生徒数は昭和40年代から50年代にかけての人口急増期を経て、児童数は昭和56年に、生徒数は昭和61年にピークを迎え、その後は減少傾向が続いていました。平成10年頃に児童生徒数が一旦底を打つと、JR横浜線沿線及びJR相模線沿線の活発な住宅建設により再び児童数が増加し、それに伴い教室数が不足する小学校が増加する一方で、児童数の減少を続ける地域も存在するという状況が発生しました。

このような学校を取り巻く環境変化を踏まえ、教育委員会は相模原市学校規模適正化懇談会に対し、適正な学校規模の標準及び学校規模適正化のための具体的な方策を諮問し、平成10年7月に答申として「学校規模適正化に関する提言」を受けました。

答申では、適正規模を18～24学級としており、教育委員会ではこれを受け、これまでに小学校の統廃合を1校、新設校の設置を3校、通学区域の変更を4箇所、通学区域の弾力的運用として指定変更許可区域に30箇所程度を追加設定するなど、児童生徒の教育環境整備に努めてきました。(表1参照)

表1 「学校規模適正化に関する提言(平成10年7月)に対する対応状況」

新設・統合

施行日	新設・統合校	統合前 指定校	備考
平成13年4月1日	もえぎ台小	北相武台小 磯野台小	両校を統合し、北相武台小の校舎を利用して新校を開校
平成14年4月1日	夢の丘小 富士見小		学校規模適正化のための新設校設置
平成15年4月1日	小山小		

通学区域の変更

施行日	変更地域	変更前 指定校	変更後 指定校	備考
平成13年7月1日	西橋本5丁目1～7番	旭小	当麻田小	学校規模適正化のための通学区域変更 (県住宅供給公社オラリオンサイト)
平成15年4月1日	清新5丁目23～26番	清新中	小山中	小山小新設に伴う通学区域変更
平成25年4月1日	光が丘2丁目18番	並木小	光が丘小	地域からの要望に基づく通学区域の変更 (光が丘エコタウン)
平成26年4月1日	青葉2丁目	並木小	青葉小	地域からの要望に基づく通学区域の変更

(2) 公立小中学校の適正規模・適正配置に関する文部科学省の動向

文部科学省は、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を公表しました。

公表された手引は、学校規模適正化や小規模校の教育の充実策等に対する地方自治体の主体的な取組を総合的に支援する一環として策定されたもので、学校規模や適正配置についての考え方、学校統合を行う際の留意事項及び小規模校を存置させる場合の教育の充実策等についてまとめられています。(表 2 参照)

少子化に対応した学習環境の整備は全国的な課題であり、本方針の策定に当たっても、文部科学省のこの手引を参考としました。

表 2 「文部科学省の手引における学校規模と適正配置についての考え方」

適正規模について

法令	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。 中学校については、第79条において準用 昭和33年の省令改正により条文化
基本的視点	小規模校(小学校) 複式学級の解消 1学年に1学級以上(6学級以上) クラス替えが可能、同学年に複数教員 1学年に2学級以上(12学級以上) 小規模校(中学校) クラス替えが可能、同学年に複数教員 1学年に2学級以上(6学級以上) 免許外指導の解消が可能な規模 (9学級以上) 大規模校 文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきている。 31学級以上の過大規模校の新增築事業については、分離新設、通学区域の調整等適正規模化のための方策が十分に検討された上でやむを得ない場合に限り国庫負担の対象としている。

適正配置について

法令	<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号)</p> <p>第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学級数が、おおむね十二学級から十八学級まで(略)であること。</p> <p>二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校(略)にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。</p> <p>2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校(略)と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と(略)する。</p> <p>3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。</p>
基本的視点	<p>通学距離による考え方 小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内という基準が公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件であり、通学条件を通学距離で捉えることが一般的である。</p> <p>通学時間による考え方 おおむね1時間以内を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である。</p>

(3) 検討委員会からの提言

教育委員会は、平成27年7月に「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会」を設置し、教育上の望ましい学校規模のあり方とその実現に向けた有効な方策について諮問しました。

同検討委員会では、学識経験者、地域団体代表者、PTA代表者、公募市民及び学校代表者を委員として、それぞれの立場から、望ましい学校規模や学校規模に関連して発生する課題、課題の解決手法等を議題とし、小規模校及び大規模校の学校長からの意見聴取や現地視察による現状把握を含め、全11回にわたって審議が行われました。

平成28年10月に同検討委員会としての意見をまとめた提言書が答申として提出され、教育委員会では、提言書の内容を尊重しながら、基本方針の策定を行いました。

2 相模原市における児童生徒数の推移

本市の児童数は昭和56年、生徒数は昭和61年にピークを迎え、全体としてはおおむね減少傾向が続いています。

平成28年度児童生徒数推計でも、平成34年度まで、児童数は緩やかに減少し、生徒数はほぼ横ばいとなっています。(図1参照)

また、長期的な将来人口推計によると、約30年後には、6～11歳の児童数と12～14歳の生徒数は共に3割以上減少することが予想されています。(表3参照)

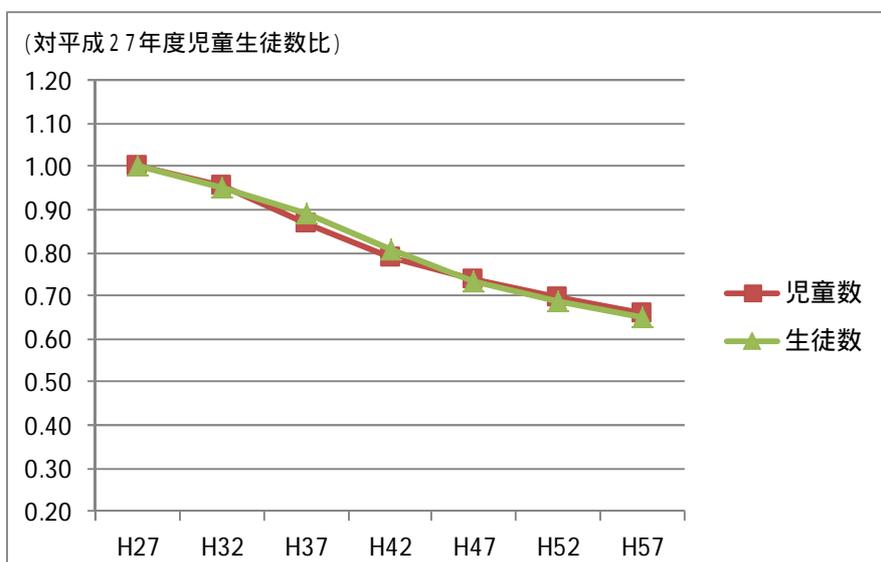
全市的に就学年齢者数が減少することから、小規模校の増加が予想されますが、一方で、JR横浜線及び小田急線沿線では10～15年後頃までは児童生徒数の増加が見込まれる地区も存在し、校舎の規模によっては教室数の不足が懸念されます。

図1 「相模原市の児童生徒数の推移」



表3 「相模原市における就学年齢者数の将来推計」

相模原市 (単位:人)							
年齢	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57
6歳	6,144	5,592	5,050	4,653	4,399	4,200	3,909
7歳	6,144	5,617	5,135	4,712	4,439	4,224	3,968
8歳	6,150	5,795	5,270	4,781	4,478	4,244	3,999
9歳	6,196	5,936	5,339	4,846	4,513	4,281	4,049
10歳	5,979	6,079	5,433	4,938	4,571	4,326	4,095
11歳	6,110	6,121	5,564	5,018	4,628	4,355	4,147
12歳	6,292	6,131	5,598	5,110	4,694	4,403	4,182
13歳	6,502	6,153	5,788	5,256	4,773	4,459	4,217
14歳	6,676	6,206	5,935	5,332	4,839	4,500	4,263



2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計(さがみはら都市みらい研究所作成資料)を基に作成

3 学校規模が教育環境に与える影響

学校規模が大きくなり過ぎる、又は小さくなり過ぎると、教育環境に対してメリットとデメリットの双方で様々な影響を与えます。

教育委員会は、大規模校と小規模校それぞれについて、学校規模が教育環境に与える影響を次のように整理しました。(表4参照)

表4 「学校規模が教育環境に与える影響」

	大規模校	
	メリット	デメリット
児童生徒に対する影響	<p>児童生徒同士が切磋琢磨する環境を作りやすい。</p> <p>クラス替えを通して多様な人間関係に触れることができる。</p> <p>学校行事に活気が生じやすい。</p> <p>クラブ活動や部活動の選択肢が多い。</p> <p>グループ学習などの多様な学習・指導形態をとりやすい。</p>	<p>学習やクラブ活動などで一人ひとりの活躍の場面が限られる場合がある。</p> <p>同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する可能性がある。</p> <p>学校施設の使用に制約が生じる場合がある。</p> <p>校外活動や修学旅行で利用施設などに制約が生じる場合がある。</p> <p>行事や学習の際に、移動などのロスタイムが多くなりやすい。</p>
教職員に対する影響	<p>校外活動の際の引率が多いので、多様な形態で活動を行いやすい。</p> <p>校務の一人当たりの負担が比較的少ない。</p> <p>教職員同士で学び合う機会が多い。</p> <p>バランスのとれた教職員配置を行いやすい。</p>	<p>児童生徒一人ひとりの把握が比較的難しい。</p> <p>緊急時や一斉に行動する際に、児童生徒の掌握や指導に時間がかかる場合がある。</p> <p>教職員同士の情報共有やコミュニケーションに時間がかかる場合がある。</p> <p>児童生徒数に比例して課題を抱える家庭の数が多い傾向にある。</p>
保護者や地域に対する影響	<p>PTA活動における保護者の負担を分散しやすい。</p> <p>多くの保護者同士の学び合いや情報交換の機会が生まれやすい。</p>	<p>保護者同士や地域との連携が難しくなりやすい。</p> <p>学校行事の際に、トイレ等の学校施設を保護者が利用しづらい場合がある。</p>

		小規模校	
		メリット	デメリット
児童生徒に対する影響	一人ひとりに役割があり、発言や活躍の機会が多い。	児童生徒同士の切磋琢磨する機会や、多様な見方、考え方に触れる機会が少なくなりやすい。	人間関係が固定化しやすい。
	教師からのきめ細かい指導を受けやすい。	転校や進学で大規模校に移った際に、当初の戸惑いが大きい場合がある。	
	授業や行事において、集合に要する時間等のロスタイムが比較的少なく、学習時間等を確保しやすい。	教師と児童生徒の心理的距離が近くなり過ぎる場合があり、きめ細かい指導を受けることができる反面、息苦しいと感じる児童生徒もいる。	
	特別教室、プール等の施設や教室を余裕をもって広く使用することができ、設備や備品等も利用しやすい。	男女の偏在による影響が比較的大きい。	
	他学年や全学年での活動の機会が比較的多く、学年を越えた学びを行いやすい。	学校行事の盛り上げりに欠けると感じる場合がある。	
周囲の環境に影響されやすい児童生徒でも比較的落ち着き、集中して学習しやすい。	クラブ活動や部活動の選択肢が限られる。		
空間的に余裕があり、ケガやインフルエンザの蔓延を防ぎやすい。			
教職員に対する影響	児童生徒の個性や特性を理解しやすい。	児童生徒指導で、大人数を動かす経験ができない。	
	児童生徒の実態や状況によって、学習や行事の計画を変更しやすい。	学校運営に関する校務分掌が集中しやすく、一人当たりの負担が大きくなりやすい。	
	児童生徒数に比例して、成績処理などの事務負担が少ない場合がある。	教職員同士で学び高め合う機会が少なくなりやすい。	
	年齢経験関係なく、責任ある仕事を経験しやすい。	バランスのとれた教職員配置や異動が難しい場合がある。	
	教職員同士の共通理解が図りやすい。	中学校で、9教科の教職員が揃わずに複数教科を担当する教職員が発生する場合がある。	
保護者や地域に対する影響	自身の子ども以外の児童生徒のことも把握しやすく、子ども達や教職員とのコミュニケーションを取りやすい。	PTA活動の役割分担が多く、負担と感じる保護者もいる。	
	緊急時に児童生徒の引取り等が、比較的混乱無くやりやすい。	保護者同士の関係が固定化されやすい。	
	学校に対する意識が比較的高く、協力的である。	修学旅行の費用などで、保護者の経済的負担が大きくなりやすい。	
	運動会等の行事の際に席を確保しやすい。		

4 望ましい学校規模

学校では、学校規模に関わらず、現状のメリットを最大限活用し、デメリットを最小限にするような工夫を行っています。

一方で、学習指導要領や教科書は、ある程度の学校規模を想定して定められているものであるため、そこから極端に外れている場合は教育活動に支障が生じる恐れがあります。

学校規模が教育環境に与えるメリットを最大化し、デメリットを最小化するという視点から、児童生徒が多様な考え方に触れながら、良好な環境で学習することができる望ましい学校規模について、次のように決めました。(表5参照)

表5 「児童生徒の学習環境にとって望ましい学校規模」

小学校	18～24学級 (学年3～4学級)
中学校	15～21学級 (学年5～7学級)

学校規模は、特別支援学級を含めない標準学級数

望ましい学校規模には、学習環境や学校運営に係る様々な要素が含まれます。(表6参照)

望ましい学校規模の範囲を定めるに当たり、児童生徒の学習環境に直接的に関係する要素を重要な論点として、次のように整理しました。

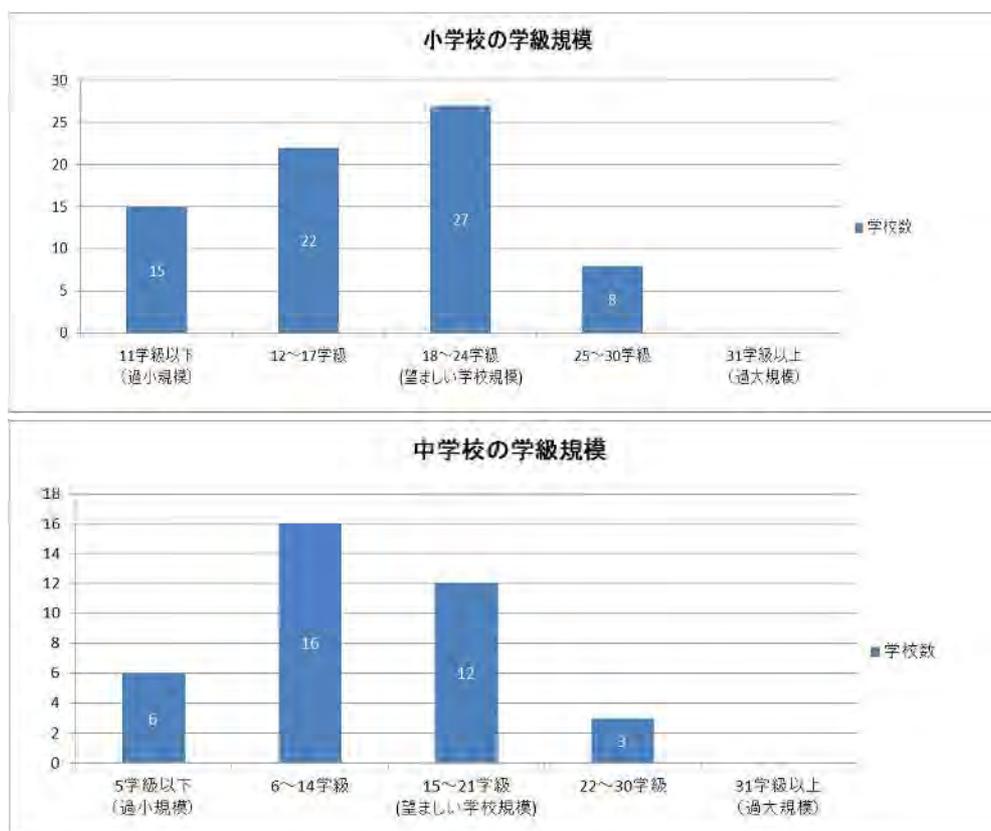
- ・人間関係の固定化を防ぎ、児童生徒同士が切磋琢磨できる環境を作るには、クラス替えが必要。
- ・習熟度別学習等、多様な学習形態を採るためには、学年ごとに、小学校3学級以上、中学校4学級以上あることが望ましい。
- ・中学校で活気とまとまりがある学校運営を行うには、各学年5～7学級が望ましい。

表6 「望ましい学校規模に含まれる要素」

人間関係が固定化されず、多様な考え方に触れる環境を作ることができる規模
児童生徒同士が切磋琢磨する環境を作ることができる規模
児童生徒一人ひとりに役割があり、活躍の場を設定することができる規模
特別教室などの制約により、教育活動を制限されない上限の規模
運動場や体育館などの使用の際に、混雑による危険を回避できる上限の規模
クラブ活動・部活動の選択の際に十分な選択肢を用意するために最低限必要な規模
グループ学習や習熟度別学習などの多様な学習・指導形態を採ることができる規模
教職員が児童生徒一人ひとりを把握し、適度な距離できめ細かな指導ができる規模
学校運営に関する事務処理や緊急時の対応など、学校運営上に必要な教職員の数を確保するために最低限必要な規模
教科数に対し、必要な教職員の数を確保するために最低限必要な規模
教職員相互の支援や協力、同一教科での教員相互の連携や相談ができる規模

平成28年5月1日時点で、望ましい学校規模の範囲内にある市立小中学校の割合は、小学校全体の約38%、中学校全体の約32%です。(図2参照)

図2 「平成28年5月1日時点の学校規模の状況」



5 学校規模に起因しない関連課題

望ましい学校規模の範囲から外れている学校については、児童生徒に対して適切な学習環境を提供するために、原則として望ましい学校規模に近づけることで、学校規模による課題を解消するよう努めます。一方で、1学級当たりの人数、施設規模、教職員数、学校の位置、自治会区及び小学校区と中学校区の形状など、学校規模とは異なる原因で教育環境上の課題が発生している可能性もあり、これらの課題は通学区域の変更等の施策と密接に関連するため、望ましい学校規模を実現する際に併せて解決策を検討します。

また、現状で望ましい学校規模の学校であったとしても、学校規模に起因しない関連課題（表7参照）が発生する可能性がある場合には、学校規模による課題と同様に、解決を図ります。

表7「学校規模に起因しない関連課題」

児童生徒数や学級数に関連する視点
<ul style="list-style-type: none">・1学級当たりの人数が原因で学習環境に課題が生じる可能性がある。・学校施設の容量に課題が生じる可能性がある。・教職員の配置に課題が生じる可能性がある。
学校配置の視点
<ul style="list-style-type: none">・自治会、公民館区と学区に関連し、地域と学校の連携に課題が生じる可能性がある。・小学校区と中学校区に関連し、小中連携を推進する際に課題が生じる可能性がある。・通学距離、通学時間、通学路状況に課題が生じる可能性がある。

6 望ましい学校規模の実現に向けた方策

先に述べたとおり、望ましい学校規模から外れている学校については、原則として望ましい学校規模に近づけるように努めることで、学校規模による課題を解決する必要があります。

一方で、課題解決の進め方によっては、学校と地域関係を崩す恐れがあるなど、様々な留意すべき事項があるため、地域事情等を十分に考慮しながら望ましい学校規模の実現に向けた方策を講じなければなりません。

(1) 通学区域（制度）の変更を伴う手法

通学区域（制度）を変更することにより期待できる効果及び留意事項について、次のように整理します。（表8参照）

表8 「通学区域（制度）の変更を伴う手法一覧」

	効果	留意事項
通学区域の変更	対象校の学校規模を調整することができる。	<p>地域を分割・分断する可能性がある。</p> <p>対象地域の児童生徒の指定校を強制的に変更することになる。</p> <p>通学距離が長くなる児童生徒が発生する場合がある。</p> <p>住宅開発の影響等により、数年で同様の課題が発生する可能性がある。</p> <p>小規模校同士又は大規模校同士が隣接しているケースには適さない。</p> <p>地域や保護者との議論を重ねた上で決定された通学区域については、設定時の経緯を十分に考慮する必要がある。</p>
(指定変更許可区域の設定) 通学区域の弾力的運用	<p>対象校の学校規模を調整できる可能性がある。</p> <p>児童生徒が学校を選択することができる。</p>	<p>通学距離が長くなる児童生徒が発生する場合がある。</p> <p>制度が利用されず、効果が低い可能性がある。</p> <p>地域と学校の関係が希薄になる恐れがある。</p> <p>小規模校同士又は大規模校同士が隣接しているケースには適さない。</p>
学校の統合	地域を分断することなく学校規模を調整することができる。	<p>通学距離が長くなる児童生徒が発生する場合がある。</p> <p>廃校となる地域の活力を削ぐ可能性がある。</p> <p>学校が地域内交流の中心に位置付けられている点から、十分に地域事情に配慮する必要がある。</p>
(自由選択制)の導入 学校選択制	<p>全市的に学校規模を調整できる可能性がある。</p> <p>特色ある学校づくりに繋がる可能性がある。</p> <p>児童生徒や保護者の学校教育への関心が高まる。</p>	<p>通学距離が長くなる児童生徒が発生する。</p> <p>地域と学校の関係が希薄になる恐れがある。</p> <p>見守り活動など、地域と学校で連携している取組が、崩れてしまう懸念がある。</p> <p>選択結果によっては、学校規模の格差が拡大する恐れがある。</p> <p>児童生徒や保護者が学校を選択する材料(学校の特色等を示す資料)を提示する必要がある。</p>

(2) 通学区域(制度)の変更を伴わない手法

通学区域(制度)を変更することがそぐわないケースについては、児童生徒にとっての環境変化や地域への影響が比較的少ない手法により、教育環境上の課題を解決するように努めます。

通学区域(制度)の変更を伴わない手法の効果及び留意事項について、次のように整理します。(表9参照)

表9「通学区域(制度)の変更を伴わない手法一覧」

	手法	効果	留意事項
小規模校に対する手法	学校施設と他の施設との複合化による異年齢交流	児童生徒と施設利用者との交流により、多様な考え方に接する機会を増やすことができる。	児童生徒の安全性の確保や施設の管理運営区分について、十分な検討が必要となる。
	学校全体での異学年活動や協働学習の実施	多様な考え方に接する機会や児童生徒同士で切磋琢磨する機会を増やすことができる。	
	近隣の学校との合同授業や合同行事の実施	多様な考え方に接する機会や児童生徒同士で切磋琢磨する機会を増やすことができる。	対象校の教職員同士の調整や準備が必要となる。 安全な移動手段の確保や移動時間による学習時間確保等への影響が課題となる。
	小中連携教育の推進	多様な考え方に接する機会や児童生徒同士で切磋琢磨する機会を増やすことができる。	両校の教職員同士の調整や準備が必要となる。 安全な移動手段の確保や移動時間による学習時間確保等への影響が課題となる。
	特色あるカリキュラムの導入	学校規模による課題を緩和する可能性がある。 また、特認校制等を併用することにより、他のエリアからも児童生徒を集められる可能性がある。	効果的なカリキュラムの内容を十分に研究する必要がある。
大規模校に対する手法	近隣の他の施設や近隣校の学校施設の共同利用	学校施設の容量に起因する教育上のデメリットを緩和することができる。	他の施設利用者との調整、移動時の安全確保等、相当な準備が必要となる。
	学校施設の増築等	学校施設の容量に起因する教育上のデメリットを緩和することができる。	財政的な負担増及び将来的に少子化が進行することを踏まえて計画を策定する必要がある。

特定の学校について、通学区域に関係なく就学を認める制度

7 望ましい学校規模を実現する際に留意すべき事項

望ましい学校規模を実現するに当たっては、児童生徒や地域に与える影響を考慮し、課題解決手法によるデメリットを軽減するよう努めます。

特に、通学区域（制度）の変更を伴う手法については、児童生徒や地域に与える影響が大きいため、十分に配慮します。

留意すべき主たる事項については、次のとおりです。

（1）安全な通学環境の確保

通学区域の変更等に伴い、通学距離が長くなる等の影響がある場合には、通学路での交通事故や犯罪を防止するための取組を徹底する必要があります。

必要な取組は、次のとおりです。

文部科学省の基準等に即し、「通学距離は小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内」「通学時間はおおむね1時間以内」を原則として、通学区域を設定する。

本市の「通学費助成、スクールバス運行に関する基本方針」に基づき、通学費助成やスクールバスの運行により、児童生徒の安全確保及び保護者の負担軽減を図る。

遠距離通学者に対しては、コミュニティバスの活用についても検討する。

スクールバス等による通学では、台風・大雪などの荒天時の道路事情による、登下校や学校活動への影響を最小限に留めるように努める。

新しく設定された通学路に対しては、学校、保護者、地域、警察、道路管理者等、関係機関及び教育委員会が連携して実地踏査等を行い、地域の合意を得ながら、必要な交通規制や道路標識の設置等、危険箇所の改善に努める。

地域の見守り活動等が従来どおりに機能するよう、十分に調整する。

(2) 児童生徒に対する環境変化への配慮

通学区域の変更等により通学する学校が変更され、児童生徒の学習環境や生活環境が大きく変化する場合には、児童生徒の戸惑いを軽減するように配慮する必要があります。

必要な取組は、次のとおりです。

通学区域の変更に際しては、就学中の児童生徒及びその兄弟姉妹の心理面等に配慮し、通学する学校について新しい指定校とするか従前の指定校とするかを選択できるような経過措置を検討する。

必要に応じて青少年教育カウンセラーの派遣等を行い、通学する学校の変更前後の児童生徒の心のケアを十分に行う。

関係する学校間で事前に交流授業等を行い、両校の児童生徒同士の触れ合いを深め、友達が増えることやこれまではできなかった学校行事ができるようになること等のプラスの変化を感じられるように配慮する。

保護者に対しても、児童生徒の通学する学校が変わる事への不安や負担を軽減するために、適切な時期を捉えて情報提供を行う。

(3) 学校と地域のつながりへの配慮

学校と地域は、連携して児童生徒の見守り活動を実施するなど密接なつながりがあり、また、児童生徒は地域の行事に参加し、地域の児童生徒同士で交流することにより成長する側面があります。

しかし、通学区域の変更等に伴い関係が希薄化する恐れがあり、そのような地域に及ぼす負の影響を最小限にするための配慮が必要です。

必要な取組は、次のとおりです。

通学区域の変更等を行う場合は、学校、保護者、地域及び教育委員会が協議する場を設け、十分な検討を経て決定する。

通学区域が自治会区等を分断すると、地域の児童生徒同士や保護者同士の交流がなくなってしまうなど、地域運営に支障をきたす恐れがあるため、通学区域の変更等を行う場合には、通学区域が自治会区等を分断しないことを原則として検討する。

学校と地域が連携して実施してきた見守り活動等については、通学区域の変更後も継続できるように調整を行う。

学校と地域が良好な関係を保ち、課題のある児童生徒を共に見守ることができるよう、学校と地域が連携しやすい環境づくりに努める。

学校の統合により廃校が生じる場合の学校施設の跡地利用の議論に関しては、教育的課題が解決するめどが立った後に行うものとし、「公共施設の保全・利活用基本指針」を踏まえ、将来的な市の利用見込みを明らかにした上で、地域の意見を伺いながら有効利用を検討する。

(4) 魅力ある学校づくり

望ましい学校規模を実現するに当たり、将来的な少子化の進行や、児童生徒数が少ない地域がある現状を踏まえると、通学区域の変更や学校の統合を行ったとしても、望ましい学校規模を維持できない学校や、近い将来に課題が再発する学校が生じる恐れがあります。

望ましい学校規模を長期的に維持するためには、少子化が進行する中においても、望ましい学習環境を整備し、地域に児童生徒が集まるような「魅力ある学校」をつくる必要があります。

必要な取組は、次のとおりです。

望ましい学校規模を実現する機会をチャンスと捉えて、特定の科目や学習形態に力を入れたカリキュラムの導入や、地域特性を活かしたカリキュラムの導入など、学校の魅力を高める特色ある取組の可能性を検討する。

学校の統合を行う場合には、現在の青野原小中学校で行われている施設一体型の「小中連携校」や、新しい取組としての「小中一貫校」「義務教育学校」などの可能性を検討する。

学校の魅力を高める特色ある取組に加えて、特認校制等を併用し、幅広く他のエリアから児童生徒を集める可能性を検討する。

8 望ましい学校規模の実現に向けた進め方

(1) 課題への対応優先度

ア 優先して対応することが望ましい学校規模の範囲

望ましい学校規模の範囲から外れている学校のうち、過小規模及び過大規模の範囲に位置する学校は、学校規模による課題が発生している可能性が高いため、地域性等を十分に考慮した上で、優先的に課題解決に努めます。

各々の規模の範囲については、次のように決めました。(表10参照)

過小規模校の設定に当たっては、児童生徒同士が切磋琢磨し多様な考えに触れる機会を作りづらい、クラス替えができない学年が発生する規模を基準としました。

過大規模校の設定に当たっては、児童生徒の学習環境の維持が困難であり、また国庫負担対象外となる規模を基準としました。

表10 「過小規模校及び過大規模校の範囲」

小学校	過小規模校	11学級以下
	過大規模校	31学級以上
中学校	過小規模校	5学級以下
	過大規模校	31学級以上

学校規模は、特別支援級を含めない標準学級数

イ 過小規模校への対応

今後も少子化が進行することを考慮すると、過小規模校で学ぶ児童生徒のために、多様な考え方に触れることができる学習環境を整備することは、非常に重要です。

過小規模校に対する通学区域(制度)の変更を伴わない手法は、効果が限定的であることが想定されるため、施設一体型の「小中連携校」「小中一貫校」「義務教育学校」などの設置を始めとした、児童生徒の学習環境を第一に考えた方策を検討します。

ウ 学校規模に起因しない関連課題への対応優先度

教育環境上の課題は、学校規模のみでなく、表7のとおり児童生徒数や学校配置にも関連して発生します。

原則として、児童生徒の安全安心に係る課題や、教育内容に係る課題については、短期的に改善に取り組みます。

特に、1学級の児童生徒数が10人に満たないという状況や、学校施設の容量に対してあまりにも児童生徒数が多い状況が発生している場合には、早急に改善に取り組みます。

一方で、地域やまちづくりにも影響を与える課題については、地域のみならず市全体に係る問題であるので、中長期的な方向性を示しつつ、時間をかけて取り組みます。

将来的に小中連携教育や小中一貫教育等を更に推進する可能性も見据えて、地域や行政区との整合を図りながら、小学校区と中学校区の境を整理するような取組も中長期的な視点で進めます。

以上の考え方を踏まえ、学校規模に起因しない関連課題への対応優先度を次のように整理します。(表11参照)

表11 「学校規模に起因しない関連課題への対応優先度」

<p>短期的（概ね5年以内をめど）に取り組む課題</p> <p>(ア) 1学級当たりの人数が原因で学習環境に課題が生じる可能性がある。 (例：1学級10人未満の児童生徒数で多様な考えに触れる機会に乏しい。)</p> <p>(イ) 学校施設の容量に課題が生じる可能性がある。 (例：学校施設の容量に対して児童生徒数が多く、特別教室の使用や、多様な学習形態を採ることに制約が生じている。)</p> <p>(ウ) 教職員の配置に課題が生じる可能性がある。 (例：教科担任が揃わずに、複数教科を担当する教員が発生している。)</p> <p>(エ) 通学距離、通学時間及び通学路状況に課題が生じる可能性がある。 (例：通学区域の広さや形状により、通学距離や通学時間の基準よりも長距離・長時間の通学状況が発生している。)</p>
<p>中長期的（概ね10年前後をめど）に取り組む課題</p> <p>(オ) 自治会、公民館区と学区に関連し、地域と学校の連携に課題が生じる可能性がある。 (例：同じ学校の児童生徒が、地域の活動において分断されている。)</p> <p>(カ) 小学校区と中学校区に関連し、小中連携を推進する際に課題が生じる可能性がある。 (例：小学校区と中学校区の境界線が一致していないため、小学校からの進学先中学校が複数に分かれており、小中連携教育を推進しづらい。)</p>

(2) 検討対象地域の選定

これまでに整理した内容を踏まえ、本方針策定時点の児童生徒数推計の期間内（平成28年度～平成34年度）において、課題解決の緊急性が比較的高い地域について、次のとおり選定しました。

当該地域については、早期に教育環境についての現状調査を行い、学校関係者、PTA、地域の方々との協議を経て、課題を解決するように努めます。

また、検討対象地域外に関しても、今後も長期的に人口動態を観察し、課題の発生が見込まれる場合には速やかに対応するように努めます。

過大規模校が発生する地域

ア 橋本周辺地域

橋本周辺地域は、橋本駅周辺のマンション等の建設によって児童生徒数が増加しており、特に橋本小学校は平成32年度から市内で唯一の過大規模校になることが予測されます。

橋本小学校に隣接する他の小学校は、過大規模校になる恐れはないものの旭小学校を除いては学級数に対して施設規模に余裕がなく、通学区域（制度）の変更を伴う手法では、橋本小学校の過大規模解消は難しい可能性があります。

また、現時点の児童生徒数推計には、リニア中央新幹線新駅設置に係る橋本駅周辺の開発の影響は反映していないため、開発の動向によっては、地域の児童生徒数が更に増加する可能性もあります。

学校施設の増築等を行う場合には、児童生徒数の増加が一時的なものである可能性を十分に考慮し、財政的な無駄が生じないよう十分に検討します。

検討すべき課題解決の手法

通学区域（制度）の変更を伴う手法

- ・通学区域の変更
- ・通学区域の弾力的運用

通学区域（制度）の変更を伴わない手法

- ・近隣の他の施設や近隣校の学校施設の共同利用
- ・学校施設の増築等

留意すべき事項

- ・安全な通学環境の確保
- ・児童生徒に対する環境変化への配慮
- ・学校と地域のつながりへの配慮

過小規模校が発生する地域

イ 相武台周辺地域

相武台周辺地域は、大規模団地の年齢構成の変化により、児童生徒数が減少傾向にあります。

特にもえぎ台小学校は、既に過小規模校であり、相武台小学校も平成31年度には過小規模校になることが予測されるため、対応を検討します。

ウ 光が丘周辺地域

光が丘周辺地域は、人口急増期に建てられた小学校が複数近接し、児童生徒数が減少傾向にあります。

特に青葉小学校は、平成34年度に過小規模校になることが予測されるため、対応を検討します。

エ 津久井地域

津久井地域は、児童生徒数の減少が進んでいる学校が多く、過小規模校に加えて1学級の児童生徒数が10人に満たない学校が複数発生しています。

一方で「通学区域の範囲が広い」「登下校が天候に左右されやすい地域を含む」「小学校区と中学校区の境が一致している」など、旧相模原市の市域とは条件が異なる部分が多いため、地域性を十分に考慮した解決手法を選択します。

検討すべき課題解決の手法

通学区域（制度）の変更を伴う手法

- ・学校の統合（施設一体型小中連携校・一貫校を含む）

通学区域（制度）の変更を伴わない手法

- ・学校施設と他の施設との複合化による異年齢交流
- ・学校全体での異学年活動や協働学習の実施
- ・近隣の学校との合同授業や合同行事の実施
- ・小中連携教育の推進
- ・特色あるカリキュラムの導入

留意すべき事項

- ・安全な通学環境の確保
- ・児童生徒に対する環境変化への配慮
- ・学校と地域のつながりへの配慮
- ・魅力ある学校づくり

学校施設の容量に課題が生じる学校が発生する地域

オ 相模大野周辺地域

相模大野周辺地域では、鹿島台小学校、谷口小学校、鶴園小学校、南大野小学校及び谷口中学校が、学校規模は大きくないものの、児童生徒数の増加が見込まれるため、将来的に教室数の余裕がなくなることが予測されます。

カ その他の学校施設の容量に課題が生じる学校が発生する地域

その他の地域についても、教室数の余裕がなくなる恐れがある場合には、状況を見て児童生徒の学習環境に支障が出ないように対応します。

特に、将来的な児童生徒数の減少が見込めない場合や、近隣校の学校施設に余裕がある場合には、通学区域の変更や弾力的運用を含めて解決策を検討します。

検討すべき課題解決の手法

通学区域（制度）の変更を伴う手法

- ・通学区域の変更
- ・通学区域の弾力的運用

通学区域（制度）の変更を伴わない手法

- ・近隣の他の施設や近隣校の学校施設の共同利用
- ・学校施設の増築等

留意すべき事項

- ・安全な通学環境の確保
- ・児童生徒に対する環境変化への配慮
- ・学校と地域のつながりへの配慮

(3) 学校規模に関連する施策との協調

長期的に少子化傾向が継続すれば、本市においても約30年後には児童生徒数が3割以上減少する見込みであり、クラス替えが出来ず、1学級の児童生徒数が10人に満たないような、社会性を養う機会に乏しい過小規模校が多数発生するという、これまでにない事態が生じることが予測されます。

少子化傾向に対応したこれからの学校のあり方は、全国的な課題となっており、本市においても、学校規模や学校配置の視点だけに留まらず、関連する施策と協調し、全市的に課題解決に取り組みます。

ア 学校施設の整備に関する施策

本市の市立小中学校の多くは、昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に整備した施設であり、校舎の老朽化に伴い、近い将来、改修・更新が集中する時期を迎えますが、財政上、全ての施設を現状のまま更新することは困難であると想定されます。

学校によっては、児童生徒数の減少が深刻化する前に施設の更新時期を迎える可能性があります。学校施設は60年超使用するものであり、整備や維持管理に多大なコストを要するため、長期的な人口動態を踏まえて対応する必要があります。

全国的にも同様の課題があり、文部科学省は、平成27年3月に安全性とトータルコストの縮減や予算の平準化を図った「文部科学省インフラ長寿命化計画」を策定し、各地方公共団体においても、「個別施設毎の長寿命化計画」を策定することを求めています。

本市においても、平成25年10月に「公共施設の保全・利活用基本指針」を策定し、今後30年間で公共施設の延床面積を20%削減することを目標として位置付けるとともに、平成29年2月には、複合化や多機能化などによる公共施設の再編・再配置の方向性を示した「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」を策定しています。

学校施設は、公共施設全体の延床面積の約5割を占めることから、公共施設マネジメントにおいて学校は重要な位置を占めています。

教育委員会としても、平成29年度以降に学校施設の長寿命化計画を策定する予定です。

効率的、効果的な学校施設整備により、望ましい学習環境を実現するためにも、学校規模や学校配置のあり方を踏まえ、学校施設の長寿命化計画との整合を図ります。

イ 少子化時代に対応した教育に関する施策

地域全体の少子化が進んでいる場合には、通学区域（制度）の変更を伴う手法を用いたとしても、望ましい学校規模を確保できない可能性があります。

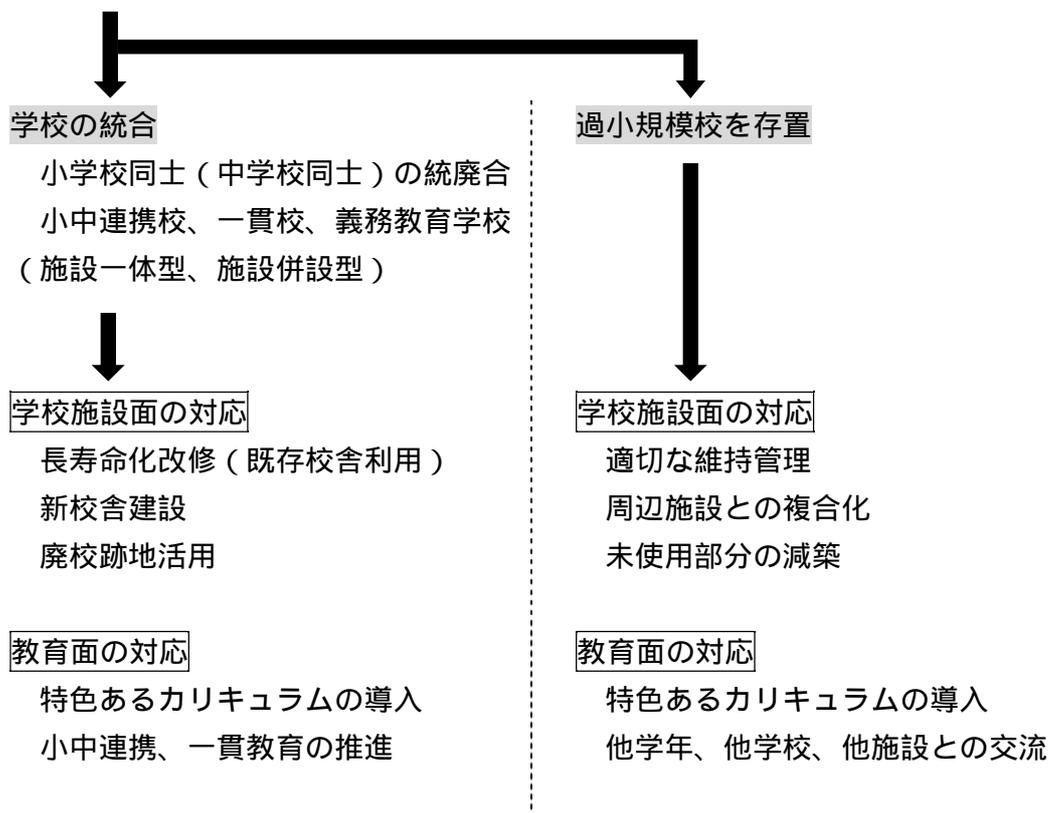
また、保護者や地域との協議の結果として、過小規模校を存置する可能性もあります。

このようなケースにおいては、過小規模校で学ぶ児童生徒が学校規模による不利益を被らないような教育を行う必要があります。

本方針では、過小規模校に対する手法の一つとして、特色あるカリキュラムの導入や、小中連携教育、一貫教育の推進などで解決に努めると整理しましたが、それらの中身についても、改めて整理する必要があると考えます。

【関連施策から見た過小規模校の課題解決】

過小規模校の発生



(4) 課題解決の進め方

教育委員会は、本方針に基づいて、速やかに市内小中学校の状況を調査し、将来的な人口動態や学校施設の老朽化に伴う更新時期も考慮し、財政的な無駄を生じないように留意しながら、望ましい学習環境の整備に努めます。

課題の解決に当たっては、学校、PTA、地域の方々の意見をしっかりと伺うことを大前提とし、関係者と一体となって、相模原市の未来を担う児童生徒の教育にとって最も適した方策を選択します。

また、現在は課題が発生していない地域や、一度課題を解決した地域であっても、住宅開発等の環境の変化に伴い、将来的に課題が発生する可能性があるため、そのような場合であっても、柔軟に課題に対処できるよう、長期的な視点に立って、継続的に課題解決に取り組む体制を構築していきます。

具体的な取組及び体制について、次のように整理します。

【短期的に取り組むことが望ましい課題に対する進め方】

表10で整理した過小規模校、過大規模校、表11で整理した短期的に取り組むことが望ましい課題が発生している地域及び学校施設の更新を迎える学校に対しては、速やかに学校現場の状況を調査し、教育委員会が主導して、早期に対象学校へ問題提起し、合意形成に向けて関係者と協議を行います。

市内小中学校の現状調査

緊急性が高い学校・地域の選定



対象学校への問題提起



学校、PTA、地域等との協議



合意形成

協議結果を踏まえ、教育委員会が該当地域の実施計画を策定



通学区域（制度）の変更を伴う手法
の実施



通学区域（制度）の変更を伴わない手法
の実施

【将来の環境変化を見据えた中長期的、継続的な取組体制】

将来の環境変化に対して適切に対応するため、本方針に基づき、中長期的、継続的に課題解決に取り組むことができる体制を構築していきます。

児童生徒にとっての望ましい学習環境を作るためには、学校、保護者及び地域の方々の意見の受け皿となるような、検討協議ができる場を学校単位で設ける必要があると考えます。

検討に際しては、教育委員会が事務局として、必要に応じ、データの提供や、近隣の学校間の調整を行うとともに、合意形成に向けた具体的な協議を開始する場合には、検討組織からの要望を受けて協議を主導します。

